

処分料金を改定します ～平成24年4月1日から実施～

皆様には平素より、大阪湾フェニックス計画の推進にあたり格段のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、平成24年4月1日から処分料金を改定いたします。これは近年の廃棄物受入状況と現基本計画とのかい離を解消し、広域処分場の長期的かつ安定的運営を将来にわたって継続することを目的として、廃棄物受入期間の延長と港湾管理者の過度の負担を軽減することによる所要経費の増加に対応するための改定です。

この所要経費の増加に対応するために、センターとしてもさらなる経営の効率化・経費削減に努めてまいりますが、それでもなお、処分料金の改定が必要になってきます。

なお、一度に大幅に改定しますと影響が大きいことから、激変緩和措置として、3年毎に分けて、計3回(平成24年度・平成27年度・平成30年度)、毎回同額程度の改定を行う予定にしています。

以上のことから、まず平成24年4月1日から廃棄物の処分料金を右のとおり改定させていただきます。

どうぞ皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



処分料金改定表

平成24年4月1日改定

※消費税及び地方消費税を含む(1トン当たり、税込)

区 分		現 行	改 定
一般廃棄物		5,250円	7,035円
産 業 廃 棄 物	上水汚泥(公共系)	5,250円	7,035円
	下水汚泥(公共系)	5,250円	7,035円
	燃え殻	14,385円	16,170円
	汚泥A	7,350円	9,135円
	汚泥B	9,975円	11,760円
	鋳さい	5,775円	7,560円
	ばいじん	14,385円	16,170円
	廃プラスチック類	9,975円	11,760円
	ゴムくず	9,030円	10,815円
	がれき類	4,830円	6,615円
	金属くず	6,930円	8,715円
	ガラスくず及び陶磁器くず	6,930円	8,715円
	シュレッダーダスト	18,690円	20,475円
	その他の産業廃棄物	14,385円	16,170円
陸上残土A		1,155円	
陸上残土B		1,470円	
管理を要する陸上残土		11,655円	
浚渫土砂(※)		1,890円	

(※)浚渫土砂は、1㎡当たりの料金

【問い合わせ】

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

TEL (06) 6204-1722

大阪湾フェニックス計画変更と処分料金改定の背景

■産業廃棄物の受入れが早期に終了見込み

現在の大阪湾フェニックス計画(2期事業基本計画)では、平成33年度まで廃棄物の受入を行うこととなっています。近年の傾向として、一般廃棄物・上下水汚泥については減量化等により受入量が計画量を下回っています。管理型民間産業廃棄物については、計画より前倒しで受入が進捗しています。市町村等では、現在、近畿2府4県の関係行政機関等で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会(促進協議会)が平成22年度に策定した減量化目標に取り組んでいただいているところであり、管理型民間産業廃棄物の受入については、平成21年度比3割の抑制にご協力いただいているところでもあります。しかしながら、このまま推移すれば、産業廃棄物については受入が早期に終了し、公共関与の産業廃棄物処分場がなくなり、一方一般廃棄物については容量を残したまま終了し、平成34年度以降の受入ができなくなります。

当センターでは、これを受けて、一般廃棄物の受入

枠の一部(450万㎡)を産業廃棄物の受入枠に振り替えて、受入期間を延伸し、同時終了できるように、現在、大阪湾フェニックス計画の変更手続きを進めています。

■港湾管理者の負担が予想以上に増大

大阪湾フェニックス計画に着手以降、廃棄物処理法(略称)の改正により、広域処分場の廃止時期が大幅に伸びるとともに、不動産鑑定評価基準改正に伴い、土地評価額の減価が見込まれることから、港湾管理者は、当初見込んでいた時期・価格で土地を売却して、護岸建設費用を確保することが困難になっており、港湾管理者の負担が予想以上に大きくなっています。そのため、負担公平化の観点から排出者による応分の負担が必要になっています。

促進協議会では課題解決に向けて協議を行い、大阪湾圏域全体での一般廃棄物・産業廃棄物の減量化目標を設定するとともに、現行の2期事業において、港湾管理者が護岸使用料を徴収し、この分を処分料金に上乗せするという方法が示されました。

処分料金改定の内容

大阪湾フェニックス計画の変更が行われることにより、受入期間が平成33年度から平成39年度まで6年延伸することが見込まれます。受入総量に変更はありませんが、受入期間が延伸することにより所要経費が増えるとともに、港湾管理者へ護岸使用料を支払うために、処分料金の改定が不可欠となります。

しかし、一度に処分料金を引き上げると排出者の負担が大きくなるため、3年毎に3回引き上げることとし、まず平成24年4月1日から一般廃棄物・産業廃棄物

(陸上残土除く)の全品目について、処分料金を改定(1トン当たり1,785円値上げ)させていただくことになりました。

今回の処分料金改定は、今後、広域処分場を長期的かつ安定的に運営していくために必要なものですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



編集後記

センター事業は、長い期間において実施される事業であるため、受入期間の変更、経済状況の変動による受入物量の変化等、社会情勢に大きく左右されます。今回、料金改定にあたり、長期的かつ安定的運営を行っていくためには、皆様のご協力が必要であると考えており、臨時号の発行となりました。なにとぞ趣旨をご理解の上、今後ともよろしくご願い申し上げます。

(編集スタッフ一同)

i land fill 臨時号
2011.12

発行:



大阪湾広域臨海環境整備センター

フェニックスセンター

検索

<http://www.osakawan-center.or.jp>

〒530-0005

大阪府北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6204-1721(代)

FAX 06-6204-1728

E-mail phoenix@osakawan-center.or.jp

i Land Fill は当センターホームページにも掲載しております。



2011.12